

第2次
地域におけるまちづくり
基本計画

松 山 市

— 目 次 —

第1章 基本計画の策定にあたって	1
1 基本構想の概要	2
①基本構想の位置付け・性格	2
②地域におけるまちづくりとは	2
参考 地域におけるまちづくりの『区域』とは?	2
③基本理念	3
④基本構想の施策体系：1 住民自治の強化	4
：1 住民自治の強化：取り組み	5
：2 多様な主体による公共の分担	6
：2 多様な主体による公共の分担：取り組み	7
2 基本計画の概要	8
①策定の趣旨	8
②実施期間	8
③重点目標と方針	8
④地域におけるまちづくり制度への緩やかな移行	8
第2章 方針と施策	9
重点目標1 「住民自治の強化」	10
方針1 土壌づくりを進める	11
施策1 自治意識の啓発・醸成	12
施策2 地域活動を牽引する人材・グループの育成と発掘	13
施策3 町内会等の加入促進、運営支援	14
方針2 まちづくり協議会の結成を進める	15
施策4 まちづくり協議会結成に向けた情報やノウハウの提供	16
施策5 まちづくり協議会設立時の財政的支援	17
参考 まちづくり協議会とはこんな組織です	18
方針3 地域情報を共有し、まちづくりの目標設定をする	19
施策6 地域情報の共有化の促進	20

	施策7	まちづくり計画策定への支援	21
	参考	まちづくり計画とは？	21
方針4		まちづくり計画の実行と組織の自立（自律）を支援する	22
	施策8	まちづくり計画の実現支援	23
	施策9	まちづくり協議会の自立（自律）支援	23
方針5		地域のまちづくり推進体制を整備する	24
	施策10	市の推進体制の強化	25
	施策11	まちづくりの中間支援機能の充実	25
	参考	まちづくりの中間支援機関について	26
	施策12	コミュニティ活動全般への支援	27
	参考	松山市地域協働活動保険について	27

重点目標2 「多様な主体による公共の分担」・・・・・・・・・・ 28

方針6		住民と行政の協働を促進する	29
	施策13	まちづくり協議会との協働促進と市民活動の 積極的な推進	30
方針7		コミュニティ分権を推進する	31
	施策14	まちづくり協議会の位置付けの明確化	32
	参考	松山市地域におけるまちづくり条例について	32
	施策15	補助金等の整理	33
方針8		住民と市の役割を明確にし互いに支え合う	34
	施策16	住民と市職員の意識改革	35
	施策17	補助事業等の検証と見直し	35
方針9		まちづくり協議会の市政参画を促進する	36
	施策18	まちづくり協議会代表者等の市政参画の促進	37
	施策19	意見交流会、地区懇談会の開催	37

「地域におけるまちづくり」制度の段階的普及と運用・・・38

	意識のづくり	39
	広報と人材育成	39
	自発的な意志による普及	39

成熟度に応じた支援	40
制度内容の随時見直し	40
その他 参考資料	41

第1章

基本計画の策定にあたって



生石地区：垣生山整備（陽光桜植樹）

1 基本構想の概要

①基本構想の位置付け・性格

本市の市政推進の基本である第6次松山市総合計画では、**将来都市像を「人が集い 笑顔広がる 幸せ実感都市 まつやま」とし、まちづくりの基本目標に「市民とつくる自立したまち」**を掲げています。

「地域におけるまちづくり基本構想」(以下、基本構想)は、第6次松山市総合計画のさらなる具現化を目指して、地域におけるまちづくりの基本理念や取り組むべき重点目標や方針、主な施策等を示すことにより今後の住民主体のまちづくりの方向性を示したものです。

②地域におけるまちづくりとは

基本構想では、共通の生活基盤を有する一体感のある地域において、住民と行政が連携・協力して取り組む、暮らしやすさや地域活力の向上を目指した活動を「地域におけるまちづくり」と捉え、住民自治の必要性や重要性を説いています。

この場合の「地域」とは小学校や支所、公民館、公園などの生活基盤や旧村から歴史、文化、習慣等を共有している地域のことであり、本市では概ね地区公民館区域を指します。

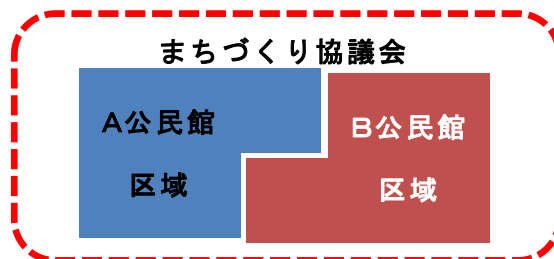
参考 地域におけるまちづくりの『区域』とは？

地域におけるまちづくりの「地域」の範囲は、概ね地区公民館区域としていますが、現状として取り組みやすい範囲で設定することが必要です。住民や各種団体等の話し合いにより、もっとも良い『区域』を決定します。

例えば・・・

公民館区域が別でも、ひとつのまちづくり協議会を設立することができます。

地域団体や組織の活動範囲がAとBの共通する区域で活動している場合、歴史や文化をある程度共有している場合や、人口減少の進む中、将来を見据えて区域を考え決定します。



③基本理念

～私たちのまちは 私たちの手で～

基本構想では、地域におけるまちづくりの基本理念に「私たちのまちは私たちの手で」を掲げました。この「私たちの手」にはまちづくりの主体となる「市民の手」と市民主体のまちづくりを実現するための支援や環境整備を行う「行政の手」という2つの視点があります。

市民と行政がそれぞれ役割を分担しながら、連携・協力して取り組むまちづくりこそが、本市の推進する市民との協働によるまちづくりにほかなりません。



正岡地区：八竹山整備（卒業記念の桜植樹）

④基本構想の施策体系

重点目標	方針	施策
<p>1 住民自治の強化</p>	<p>土壌づくりを進める</p>	<p>1 自治意識の啓発・醸成</p> <p>2 地域活動を牽引する人材・グループの育成と発掘</p> <p>3 町内会等の加入促進、運営支援</p>
	<p>まちづくり協議会の結成を進める</p>	<p>4 まちづくり協議会設立に向けた情報やノウハウの提供</p> <p>5 まちづくり協議会設立時の財政支援</p>
	<p>地域情報を共有し まちづくりの 目標設定をする</p>	<p>6 地域情報の共有化の促進</p> <p>7 まちづくり計画策定への支援</p>
	<p>まちづくり計画の実行と 組織の自立（自律）を 支援する</p>	<p>8 まちづくり計画の実現支援</p> <p>9 まちづくり協議会の自立（自律）支援</p>
	<p>地域のまちづくり 推進体制を整備する</p>	<p>10 市の推進体制の強化</p> <p>11 まちづくりの中間支援機関の充実</p> <p>12 コミュニティ活動全般への支援</p>

具体的な取り組み

- まちを愛する心・自治意識の醸成
- 地元説明会の実施、先行事例紹介
- まちづくりの情報発信、地域間交流の機会提供

- 地域活動を担う人材の育成
- NPO等と地域組織の連携促進
- 活動の核となる住民グループの活動支援

- 町内会等の活動を広報啓発、加入の促進
- 各種助成事業の情報提供
- 町内会等への事務支援、助言

- 地域のまちづくりの相談
- 地域情報発信の支援
- 協議会設立準備への支援

- 協議会設立準備経費の一部助成
- 協議会運営開始時の経費を助成
- 協議会設立時の初期経費の一部助成

- まち歩きのカンパニー開催
- 地域情報の発信
- 地域の各種データ等の提供

- まちづくり計画策定への協力、助言

- まちづくり計画掲載事業の実現支援

- まちづくり協議会の各種能力向上
- 各種助成金等の資金調達情報の提供
- コミュニティビジネスへの支援

- 各課の情報共有
- 各課の横断的な連携強化

- (仮称) まちづくり支援センターの設置
- 支所等による支援
- まつやまNPOサポートセンターとの連携

- 活動に関する相談体制づくり
- 活動拠点の提供
- 活動に役立つ情報の提供

重点目標	方針	施策
<p style="text-align: center;">2</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">多様な主体による公共の分担</p>	住民と行政の協働を促進する	1 3 まちづくり協議会との協働促進と市民活動の積極的な推進
	コミュニティ分権を推進する	1 4 まちづくり協議会の位置付けの明確化
	住民と市の役割を明確にし互いに支え合う	1 5 補助金等の整理
	まちづくり協議会の市民参画を促進する	1 6 住民と市職員の意識改革
		1 7 補助事業等の検証と見直し
		1 8 まちづくり協議会代表者等の市政参画の促進
		1 9 意見交流会、地区懇談会の開催



具体的な取り組み

- 協働型事業の積極推進
- 市民活動推進指針に沿った市民活動の推進
- 連携体制づくりの協力
- 市民活動推進補助金による活動支援

- 条例による認定
- 積極的権限移譲による自立（自律）の促進

- 補助金の一括交付と使途裁量権の付与
- 委託料の支払先の一元化

- 地域住民の意識改革
- 市職員の意識改革とコミュニティ活動への参画促進

- 補助事業等の検証と見直し
- 住民と行政の役割分担の再構築

- 各種審議会等委員への任用
- 地区単位の意見の反映

- 意見交流会の開催
- 会議開催時の職員の出席
- 地区懇談会の開催



2 基本計画の概要

①策定の趣旨

「地域におけるまちづくり基本計画」(以下、基本計画)は、基本構想を実現するための施策をより詳しく体系的に表すものです。

基本構想で示した重点目標、方針、施策について、市が取り組むべき具体的な内容を示し、今後、事業を推進する際の指標とします。

②実施期間

平成29年度から平成38年度までの10年間としますが、状況の変化に対応するため、5年を目途に検証します。

③重点目標と方針

基本計画では、基本構想で設定した重点目標(2項目)、方針(9項目)、施策(19項目)、さらにそこから派生する具体的な取り組みを示しています。

重点目標としている「1住民自治の強化」「2多様な主体による公共の分担」は、地方分権の進展や厳しい行財政状況に伴って、地方自治体に突きつけられた課題であり、全庁体制で取り組まなければなりません。

また、目標ごとに設けた方針に対しては、まちづくりの主体となる住民(自治組織)の自治力の強化・拡充に向けた各種施策のほか、住民と行政が役割を分担しながら、連携して取り組む新たな協働、新たな関係づくりを提案しています。

④地域におけるまちづくり制度への緩やかな移行

基本構想の第5章で地域におけるまちづくり制度の段階的普及と運営について述べましたが、基本計画では本制度への緩やかな移行への行程を示しています。

住民自治の理念が、いかに多くの市民から賛同を得られたとしても、この制度を実際に機能させていくためには、住民の自治意識の成熟や自治能力の向上が不可欠です。

また、住民個人の資質に関わる課題だけではなく、長年続いてきた既存制度の改革には、地域組織間の調整等さまざまな課題が生じることも想定され、性急な取り組みがかえって地域の反発を招くこともあります。

さらには、行政主導によるまちづくりが、必ずしも住民主体のまちづくりに結びつかないということを私たち(市民と行政)は過去の経験から学んだはずで

第2章

方針と施策

重点目標1 住民自治の強化

P10

重点目標2 多様な主体による公共の分担 P28

重点目標1

住民自治の強化

私たちが目標とする住民主体のまちづくりを実現するために、重要なことは住民による自治活動の量、質、範囲（領域）などをより増やし、高め、大きくすることです。

現在も様々な地域組織により自主的な活動が活発に行われていますが、従来の親交型の活動や課題解決型の活動に加え、地域経営に係る政策の形成、決定、実行に自ら進んで関わっていくという、新たな自治型のまちづくり活動を今後は一層強化していくことが必要です。



地域経営型



課題解決型



親交型

方針
1

土壌づくりを進める

自治型コミュニティは、市の主導により全市一斉に設立する性質のものではありませんし、また、できるものでもありません。組織の必要性や住民自治活動の重要性を十分に理解したうえで、住民自らの発意によって設立しなければ、そのコミュニティは実体を伴わないままに破綻するでしょう。地域住民自らがより多くの住民の理解と参加を得て、地域活動に取り組んでいくには、自分たちが住んでいるまちへの愛着や誇りを育むとともに、地域全体に自治の芽を芽生えさせることが必要です。

そのためには、行政としても地域を支援する形で、住民の自治意識の醸成やコミュニティ活動を牽引し、支える人材の育成など、発芽を促す「土壌づくり」を行っていくことが重要です。

施策体系

施策
1

自治意識の啓発・醸成

- ・ ‘まち’ を愛する心・自治意識の醸成
- ・ まちづくり情報発信、地域間交流の機会提供
- ・ 地元説明会の実施、先行事例紹介

施策
2

地域活動を牽引する人材・グループの育成と発掘

- ・ 地域活動を担う人材の育成
- ・ 活動の核となる住民グループの活動支援
- ・ NPO等と地域組織の連携促進

施策
3

町内会等の加入促進、運営支援

- ・ 町内会等活動の広報啓発、加入促進
- ・ 町内会等への事務支援、助言
- ・ 各種助成事業の情報提供

自治意識の啓発・醸成

主な取り組み

◇ ‘まち’を愛する心・自治意識の醸成

まずは自分たちの住むまちを‘知る’ことが大切です。まち歩き（※P20 参照）や講座、ワークショップなどを通じて自分の住むまちの良さを再認識し、愛着を育みます。また、まちの課題や魅力を共有することでまちづくりへの関心を高め、自治意識の醸成につなげていきます。

◇まちづくりの情報発信、地域間交流の機会提供

市のホームページやまちづくり協議会情報紙「つなぐ」、フェイスブック「松山市まちづくり協議会情報局」、広報番組などを活用し、各地域の特色ある活動や地域の宝（伝統、人物等）を紹介します。また、地域カパワーアップ大会を通じて、各協議会の取り組み事例の発表や意見交換を行うほか、交流会等、情報共有や交流の機会を提供します。

◇地元説明会の実施、先行事例紹介

地域におけるまちづくり制度に関する説明会を積極的に開催します。公民館長や町内会長などの地域リーダーに対し、すでに住民主体のまちづくりに取り組む地区の状況など、先行事例を紹介します。

また、松山市コミュニティ・アドバイザー制度による、地域のまちづくりに関する講演等も促します。

【ワンポイント解説】

松山市コミュニティ・アドバイザーは、地域のまちづくりの専門家です。地域で開催する講演会や座談会、ワークショップなどで、専門家の知識や経験をいかした助言等を受けることができ、報酬は松山市で負担します。



地域で講演する若松アドバイザー



まちづくり協議会情報誌「つなぐ」

地域活動を牽引する人材・ グループの育成と発掘

主な取り組み

◇地域活動を担う人材の育成

地域リーダーの養成や地域活動に関心を持ってもらうためのセミナーを実施します。また、防災、環境等のテーマごとの講習会やまち歩きを実施するなど、地域活動を中心的に担う人材の育成や裾野の拡大に努めます。

【ワンポイント解説】

松山市と愛媛大学の共同事業として、「地域づくり支援セミナー」を開催しています。これまで、延べ400名以上の市民が受講し、この中にはまちづくり協議会で活躍している方もいます。

◇活動の核となる住民グループの活動支援

地元説明会や先行事例の紹介等を通じて、まちづくり協議会への設立に向けた核となる住民グループに対し、まちづくりの情報提供やアドバイスなどを行い、活動の活性化を支援します。

◇NPO等と地域組織の連携促進

すでに活動しているNPO等に対し、まちづくり協議会や町内会などの地域組織との連携・協力を促します。同時に、まつやまNPOサポートセンター等を通じて、NPOに関する情報の提供やマッチングを行います。

【ワンポイント解説】

まつやまNPOサポートセンターは、様々な分野の市民活動団体の人たちが、これから活動しようと考えている人たちの拠点施設です。多様な市民活動がさらに活発になるような支援や、市民活動団体と行政、企業、学校、地域などの間で、お互いが協働する活力ある地域社会の実現に寄与することを目的としています。



地域づくり支援セミナー



まつやまNPOサポートセンター

町内会等の加入促進、運営支援

主な取り組み

◇町内会等活動の広報啓発、加入促進

まちづくり協議会の基礎的組織ともなる町内会・自治会等（以下、町内会等）の活動等を広く市民に知ってもらうため広報啓発を推進します。

また、町内会等への加入を促進するため、転入者へ加入啓発パンフレットの配布や希望する町内会等への配布をし、マンションやアパートの住民に加入を促すため、宅建協会へ加入に対する理解と協力を依頼します。

【ワンポイント解説】

松山市の町内会等加入率

・平成27年 75.9% ・平成28年 74.6%



◇町内会等への事務支援、助言

法人化やその他町内会等の運営等に関する問い合わせにお答えします。また、文書作成や会計処理等の事務に関する助言などを行い、より円滑に組織運営ができるよう支援します。

【ワンポイント解説】

松山市では、平成26年度から「地域協働活動応援事業」を開始しました。地域協働活動とは、まちづくり協議会、町内会連合会、町内会・自治会などの地域コミュニティ組織が行う、防犯、社会福祉、環境美化活動など、地域の皆さんがより暮らしやすいまちをつくるための活動です。暮らしやすいまちづくりや地域活力の向上を図るため、防犯、社会福祉、環境美化活動などの地域協働活動を行う団体に対し、支援を行う事業です。

◇各種助成事業の情報提供

国、県などの公の機関のほか、財団、企業などが町内会等に対して実施している各種助成制度を紹介したり、また助成申請に関するアドバイスをしたりすることにより、側面から財源確保の支援を行います。

【ワンポイント解説】

各種助成事業のうち、コミュニティ活動に必要な備品などを助成する「コミュニティ助成事業」は多くの申込みがあります。この事業は、（一財）自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業で実施しており、市が必要性や活動状況等により、優先順位を付け、愛媛県の審査を経て申請します。

方針
2まちづくり協議会の結成を
進める

住民が主体的にまちづくりに関わっていくためには、「土壌づくり」によって、個人の資質ややる気を高めるだけでなく、住民のさまざまな意見を調整し、合意を形成することのできる組織が必要となってきます。このため、概ね地区公民館の区域において、民主的で公平・公正、また政治・宗教的に中立な住民自治組織である「まちづくり協議会」の結成を進めていきます。

まちづくり協議会は、住民個人のほか、それぞれの分野で活動している地域組織等を構成員とすることにより、構成員個々の特性を活かして、広範な課題への対応が可能な組織となります。

市は地域住民（組織）連携の必要性について、市民啓発を行うとともに、まちづくり協議会の設立に向けた活動を支援します。

施策体系

施策
4

まちづくり協議会結成に向けた情報やノウハウの提供

- 地域のまちづくりの相談
- 協議会設立準備への支援
- 地域情報発信の支援

施策
5

まちづくり協議会設立時の財政的支援

- 協議会設立準備経費の一部助成
- 協議会設立時の初期経費の一部助成
- 協議会運営開始時の経費を助成

施策
4まちづくり協議会結成に向けた
情報やノウハウの提供

主な取り組み

◇地域のまちづくりの相談

市民参画まちづくり課では、地域のまちづくりの総合的な窓口として相談を受け付けます。また、まちづくり協議会で取り組んでいる事例等の紹介や設立までのプロセスを説明します。

◇協議会設立準備への支援

具体的にまちづくり協議会の設立準備を進めたいという地区があれば、準備会の会議進行補助やワークショップの介助などを通じて、まちづくり協議会の設立を支援します。

◇地域情報発信の支援

まちづくり協議会の設立に多くの地域住民の理解と協力が得られるよう、関係団体への呼びかけを行ったり、支所、公民館の掲示板等を活用したり、設立準備会の活動報告など、周知啓発活動への協力を行います。また、住民が地域の広報紙を発行する場合などにも支援を行います。



日浦地区：準備会時の会議



各協議会の広報紙

施策
5まちづくり協議会設立時の
財政的支援

主な取り組み

◇協議会設立準備経費の一部助成

人的な支援に加え、まちづくり協議会設立準備会等の会議費（資料のコピー費等）、地域住民への周知啓発・人材育成事業（広報紙・チラシ等の作成、研修会）などに必要な経費の一部を助成します。

◇協議会設立時の初期経費の一部助成

まちづくり協議会の設立総会経費（会場設営費、記念事業費等）や事務机、パソコン等をはじめとする備品の購入に必要な経費の一部を助成します。

◇協議会運営開始時の経費を助成

まちづくり協議会の円滑な運営を促進するため、運営に必要な経費を助成します。

【ワンポイント解説】

まちづくり協議会や準備会には下記の補助金や交付金があります。

まちづくり協議会準備会への財政支援

- ・設立準備事業（補助金）

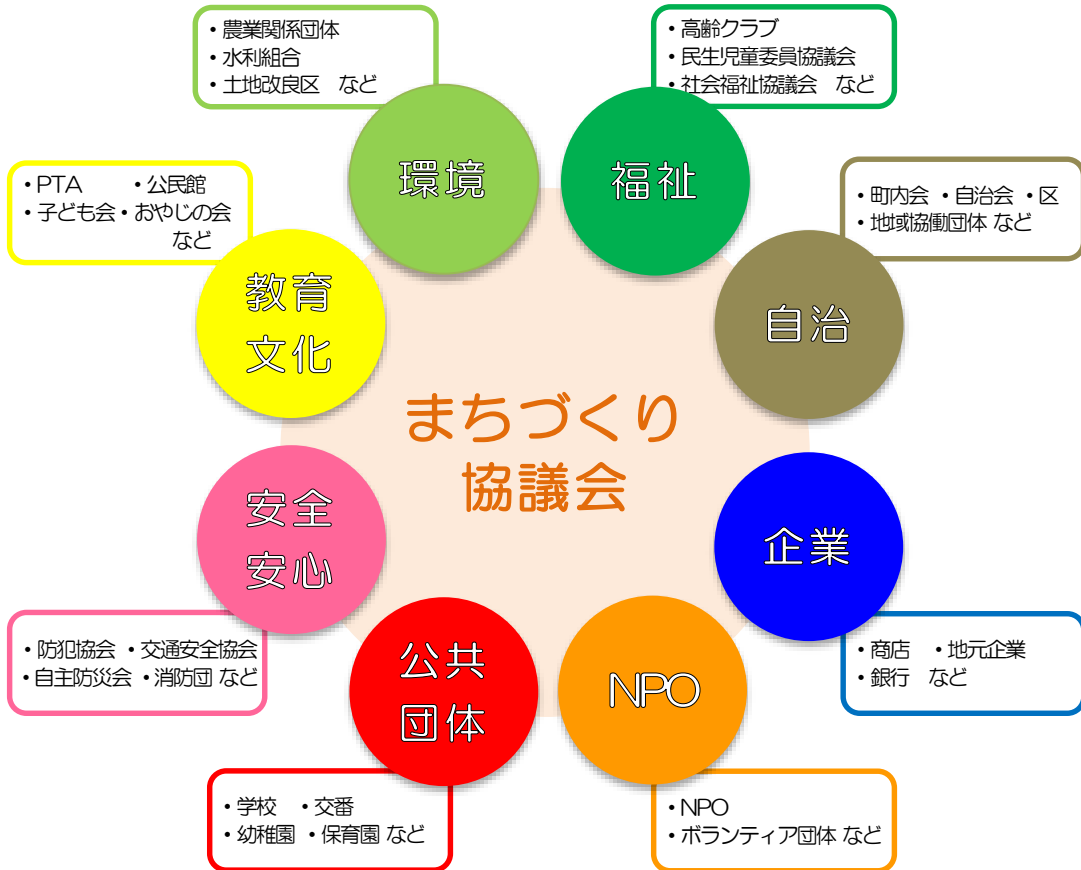
まちづくり協議会への財政支援 ※条件等、一部制限あり

- ・初度整備事業（補助金）
- ・事務員雇用補助（補助金）
- ・事務所賃借料補助（補助金）
- ・特別啓発促進事業（補助金）
- ・まちづくり運営事業（交付金）
- ・立ち上がり活動事業（交付金）
- ・コミュニティ活動事業（交付金）
- ※連携事業交付金（任意）

※その他、国・県・民間等の補助制度を紹介

“まちづくり協議会”とはこんな組織です

おおむね公民館区域で活動する様々な分野の団体・組織が、ゆるやかなネットワークをつくり、地域の意見を集約する「場」です。



求められる要件

- ・規約の取り決め(区域、事務所所在地、組織構成員、監査機能 など)
- ・健全な自律運営の見込み(事務局体制、執行能力)
- ・地区住民の多くが所属していること(地区代表性、調整能力の担保)
- ・地域の各種団体が加盟し、協働体制が確立する見込み
(町内会、地区社会福祉協議会、公民館事業推進委員会 など)

方針
3地域情報を共有し、
まちづくりの目標設定をする

地域のあるべき理想像（目標）を描き、その実現を目指して行動を起こすためには、まず、自分たちの地域がどういう地域なのか現状を把握し、どんな魅力や課題がそこにあるのかを知ることが重要です。

さらには、理想像に近づくための活動計画である「まちづくり計画」の策定から実践へ至る一連の過程に、より多くの住民が主体的に関わることで、地域全体で情報を共有し、住民の参加意識や帰属意識を醸成することにもつながります。

市は、住民自らが取り組む「まちづくり計画」づくりを様々なかたちで支援していきます。

施策体系

施策
6

地域情報の共有化の促進

- まち歩きのカ開催
- 地域の各種データ等の提供
- 地域情報の発信

施策
7

まちづくり計画策定への支援

- まちづくり計画策定への協力、助言

**施策
6**

地域情報の共有化の促進

主な取り組み

◇まち歩きのカイ催

地域を知る一つの方法として、安全安心や福祉、地域の魅力発見などテーマごとの「まち歩き」を開催し、自分の住む地域を知り、情報を共有する取り組みを支援します。

【ワンポイント解説】

ここで挙げている「まち歩き」とは、普段何気なく歩いているところを、地図で確かめながら、テーマを持って記録を取りながら歩くことです。また、グループに分かれて「まち歩き」し、成果の発表や意見交換をして情報を共有します。

例) 安全安心なまちをテーマに歩くと、カーブミラーの必要箇所や様々な危険箇所が把握できます。また、歴史的な地域の魅力の掘り起しをテーマに歩くと、あらためて地域の価値を見出すきっかけや文化の創造につながります。

◇地域の各種データ等の提供

市には、国、県の各種データや松山市に関する資料など様々な情報があります。このような情報を地域の依頼に応じて提供することにより、地域の現状把握や魅力・課題発見の支援を行います。

◇地域情報の発信

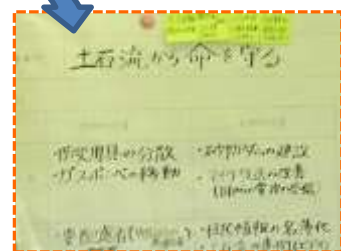
地域広報紙の発行に関して、作成のノウハウ提供や他地区の事例紹介を行ったり、地域情報発信の手段として定着しつつあるホームページやフェイスブック作成の研修会を開催するなど、地域情報の発信を支援します。



清水地区：「まち歩き」



セミナー：「まち歩き」の成果発表



施策
7

まちづくり計画策定への支援

主な取り組み

◇まちづくり計画策定への協力、助言

地域で具体的なまちづくり計画づくりが始まった際には、各種地域情報（統計データ、郷土史文献等）のほか、既存の行政計画、関係法令等の情報を必要に応じ提供します。

また、まちづくり計画策定のために会議を開催する場合には、要請に基づき松山市コミュニティ・アドバイザーの派遣や職員が出向いて会の進行補助やワークショップ、アンケート調査の介助などの協力を行います。

参考 まちづくり計画とは？

まちづくり計画は、自分の住む地域がより暮らしやすいまちになるよう目標を立て、実現に向けた取り組みを示す‘道しるべ’です。

- ・ 10年先を見据えた将来目標を設定（地域の理想像）
- ・ 分野別に短・中・長期の取り組み期間を計画
- ・ 役割分担（自助、共助、公助）

住民が自分のまちの「宝（魅力）」や課題を知り、みんなで共有し、魅力をのばしたり、課題を解決したり、あるべき理想像（目標）の実現に向けて、計画づくりを行うこと自体、それはすでに「まちづくり」と言えます。また、計画づくりへの住民参加は、その後の実践活動にまで関心が及ぶため大変有意義なことです。

※まちづくり計画は、ワークショップやアンケート調査など、各種地域データ（住民ニーズ等）に裏付けられたものであることが前提です。



方針
4まちづくり計画の実行と
組織の自立（自律）を支援する

まちづくり計画を策定するだけでは、現実のまちづくりは進みません。次の段階として重要な取り組みは、まちづくり協議会が計画に沿った活動につなげていくこと、すなわち、まちづくり計画を適正に実行していくことです。

また、市としても住民の意志を尊重し、まちづくり計画に基づく活動を積極的に支援するなど、効果的、効率的な協働を実施していきます。

そこで、助言や研修等を通じ、まちづくり協議会の事業執行能力の向上とともに、住民による組織の自立（自律）経営を支援します。

施策体系

施策
8

まちづくり計画の実現支援

- ・まちづくり計画掲載事業の実現支援

施策
9

まちづくり協議会の自立（自律）支援

- ・まちづくり協議会の各種能力向上
- ・コミュニティビジネスへの支援
- ・各種助成金等の資金調達情報の提供

まちづくり
計画の策定

- ・ワークショップ補助
- ・講演会や勉強会補助
- ・情報提供等

まちづくり
計画の実行

- ・協働事業での連携
- ・研修
- ・情報提供等

まちづくり
計画の実現

松山市の支援

施策
8

まちづくり計画の実現支援

主な取り組み

◇まちづくり計画掲載事業の実現支援

まちづくり計画の内容については、市の各課で情報を共有し、可能なものから実現に向けた支援を行っていきます。

まちづくり計画で提案される新たな協働事業について、市は積極的に個々のまちづくり協議会との連携を進めていきます。また、すでに地区内の他の組織と行っている協働事業についても、見直しを行う場合は支援し、より効果的・効率的に事業を推進していきます。

施策
9

まちづくり協議会の 自立(自律)支援

主な取り組み

◇まちづくり協議会の各種能力向上

研修等を通じて、課題発見・解決、企画、情報収集・保有並びに事業執行といった、まちづくり活動や組織運営に必要な能力の向上を支援していきます。また、まちづくり協議会の事務員を対象に実務的な事務処理の向上を目的とした研修等を実施します。

◇コミュニティビジネスへの支援

コミュニティビジネスを行うにあたり、相談の受付、情報提供、必要な能力や知識を身に付けるための研修の実施及び事例紹介をするなどにより、まちづくり協議会の経済的自立を側面的に支援します。

◇各種助成金等の資金調達情報の提供

国、県などの公の機関のほか、財団、企業などが実施している各種助成制度を紹介したり、また助成申請に関するアドバイスをしたりすることにより、側面から財源確保の支援を行います。

方針
5

地域のまちづくり推進体制を整備する

地域住民が思い描くまちづくりが実現できるよう、市の各課が横断的な連携を強化するなど、体制整備と分かりやすい相談体制の整備に努めます。

特にこれからは、地域のまちづくりの担い手として、地縁組織以外にもNPO、ボランティア団体など多様な主体が想定されるため、それぞれの担当課が綿密な連携を図っていくことが求められます。

さらに市内の連携強化に加え、専門のまちづくり支援機関を設置することで、より効果的かつ効率的な住民主体のまちづくりを後押しします。

また、まちづくり協議会に対する支援だけでなく、協議会を構成する個々の地域組織が行うコミュニティ活動への支援についても充実を図ります。

施策体系

施策
10

市の推進体制の強化

- 各課の情報共有
- 各課の横断的な連携強化

施策
11

まちづくりの中間支援機能の充実

- (仮称) まちづくり支援センターの設置
- まつやまNPOサポートセンターとの連携
- 支所等による支援

施策
12

コミュニティ活動全般への支援

- 活動に関する相談体制づくり
- 活動に役立つ情報の提供
- 活動拠点の提供

施策
10

市の推進体制の強化

主な取り組み

◇各課の情報共有

各地区のまちづくり計画については、市の各課が情報を共有することで、地区が取り組む事業への支援体制を強化します。

◇各課の横断的な連携強化

まちづくり協議会等の行う地域のまちづくりに関して、課を超えて情報共有したうえで、取り組みに協力できることや、課題や推進に向けた施策等について意見交換するなど、横断的な連携強化を促進します。

施策
11

まちづくりの中間支援機能の充実

主な取り組み

◇（仮称）まちづくり支援センターの設置

まちづくり活動をサポートする機能を充実するため、将来的にはまちづくり支援センターを設置し、まちづくり協議会や地域住民の要望などに、より専門的な支援を行います。

◇まつやま NPO サポートセンターとの連携

まちづくり支援センターは、市民活動をサポートするまつやまNPOサポートセンターと連携をとりながら、住民を支援していくとともに、必要に応じ互いが役割を分担し、様々な市民活動を支援していきます。

◇支所等による支援

支所ではまちづくり活動の支援を行っていきます。支所を置かない本庁地区（8地区）については、市民参画まちづくり課がその役割を担います。

参考 まちづくりの中間支援機関について

まちづくり支援センターを設置し、地域のまちづくりに取り組む団体（まちづくり協議会など）への支援を行います。



松山市とまちづくり支援センターの役割

松山市

- ◆まちづくりの意識啓発（広報テレビ、ラジオ、SNS等）
- ◆まちづくり協議会について未設立地区へ説明（各地域で説明）
- ◆まちづくり協議会準備会のサポート（地域内の周知啓発等）
- ◆まちづくり協議会設立後1～2年のサポート（役員会出席等）

まちづくり支援センター

- ◆まちづくりの意識啓発（情報誌の発刊やSNSの活用など）
- ◆まちづくり活動の参考となる情報の提供（他市町の取り組み等）
- ◆地域間交流の場づくり（交流会の開催など）
- ◆まちづくりに関する研究（地域カパワーアップ大会など）
- ◆他機関との仲介（大学、NPO、企業、行政等とのつなぎ）

施策
12

コミュニティ活動全般への支援

主な取り組み

◇活動に関する相談体制づくり

市民参画まちづくり課、支所は、まちづくり協議会からの相談のほか、町内会等のコミュニティ活動を行う団体からの相談も受け付けます。

◇活動に役立つ情報の提供

まちづくり協議会に対する情報提供のほか、町内会等のコミュニティ活動を行う団体に対しても活動に必要な情報提供を行います。

◇活動拠点の提供

公民館、公民館分館、コミュニティ集会所、支所等をまちづくり協議会の事務所や会議の場として可能な範囲で提供します。

参考 松山市地域協働活動保険について

地域の皆さんが安心して地域活動に取り組めるよう、地域活動中のケガや事故を対象とした保険制度に加入しています。

【対象となる団体】

地域活動を行う町内会・自治会、町内会連合会、まちづくり協議会など

【対象となる活動】

- ・公共の利益を目的とした自主的・自発的な活動であること
- ・計画的な活動であること
- ・無報酬の活動であること など

活動例・・・高齢者支援、清掃活動、防犯活動など

※松山市が一括して保険に加入するため、保険料は不要です。
また、事前登録も不要です。

重点目標2

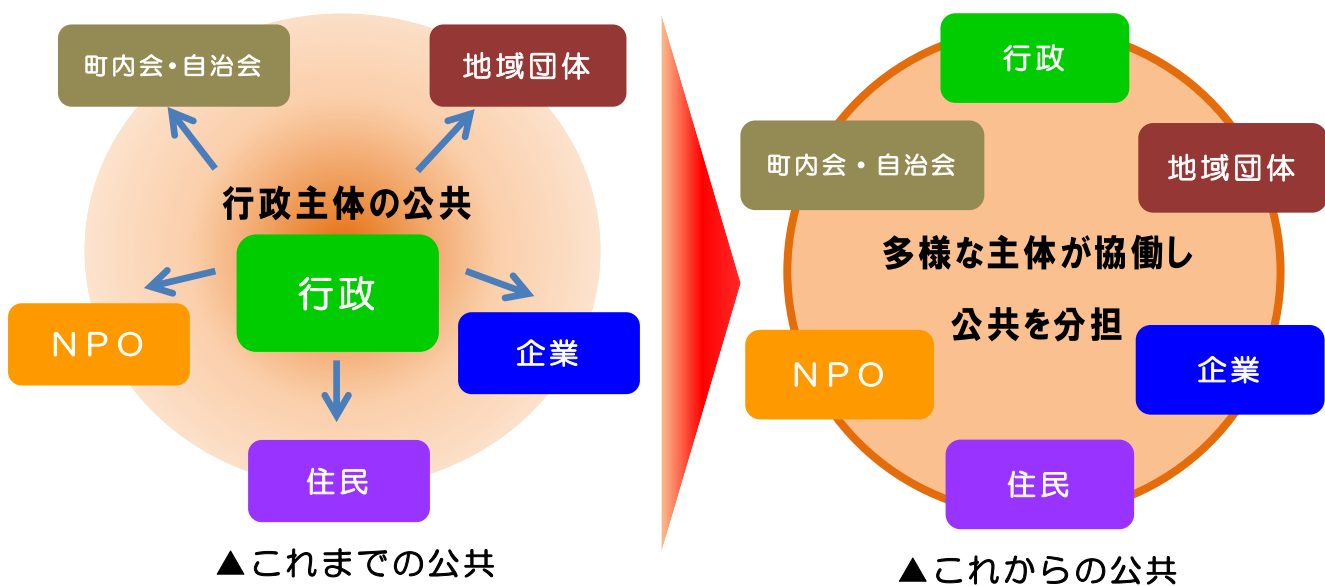
多様な主体による公共の分担

これまで、住民自治を強化する各種施策について触れてきましたが、地域におけるまちづくりを推進するために、重要なもう一つの視点が多様な主体による公共の分担です。

まちづくりの主体は住民ですが、住民と行政がそれぞれの役割を分担し、相互に補完し合いながら、対等なパートナーとして認め合うことが重要です。

そこで公共の分担を促進していくために、次のような施策を行っていきます。

図：公共の分担イメージ



表：地域のまちづくりに関する分担に向けたプロセス

手順	各団体	行政
体制づくりと合意形成	地域内の住民や各団体の代表者で会合等を実施	体制づくりの支援や他地区の事例紹介
計画の策定と役割	計画を策定し各団体が協力できる分野を話し合い、役割を分担	計画の内容を確認、行政として可能な支援を提案する。
計画の実践と改善	各団体が協力しながら計画を実践し、会合等で改善点を話し合う。	情報提供やアドバイスをを行い、計画の実践を支援する。

方針
6

住民と行政の協働を促進する

近年は防災・防犯、福祉、環境等の分野でコミュニティ組織の重要性が見直されていますが、まちづくり協議会には、現存の地域組織だけでなく、NPOやボランティア団体、企業等とも連携・協力して、複雑化する地域課題に対応できる体制づくりが求められています。

そのような中、まちづくり協議会の結成は、住民自治の強化という観点だけでなく、住民と行政、住民間（住民・企業・NPO等）の協働を促進するという意味があります。

そこで、公共を担う多様な主体が独自の特性を活かし、まちづくりを分担、協働できる環境を行政としても整備し、協働を促進します。

施策体系

施策
13

まちづくり協議会との協働促進と

市民活動の積極的な推進

- 協働型事業の積極推進
- 連携体制づくりの協力
- 市民活動推進指針に沿った市民活動の推進
- 市民活動推進補助金による活動支援



新玉地区：えひめ国体に向けた
清掃活動



石井地区：避難行動要支援者情報の
提供に関する協定の調印式

**施策
13**

まちづくり協議会との協働促進と 市民活動の積極的な推進

主な取り組み

◇協働型事業の積極推進

現在、市が地域組織等に委託したり、共催実施している事業（協働型事業）のうち、実施主体をまちづくり協議会に変更するほうが効果的な事業については、両者の協議により順次変更していきます。また、新たに実施する協働型事業についても、同様に事業の担い手をまちづくり協議会と検討します。

◇連携体制づくりの協力

まちづくり協議会が大学や企業、NPO等との協働体制を構築する場合は、積極的に協力します。

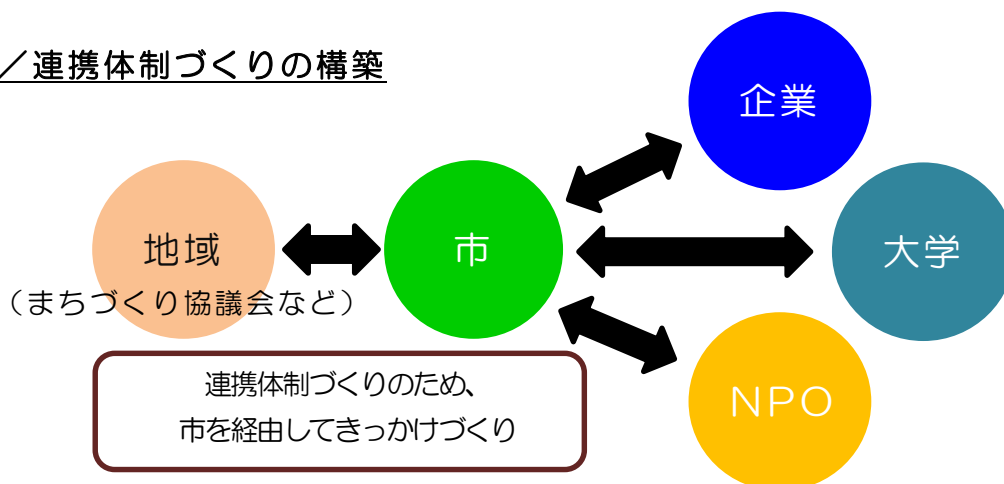
◇市民活動推進指針に沿った市民活動の推進

松山市市民活動推進指針に基づき、市民活動団体でもあるまちづくり協議会に対して、各施策をすすめていくとともに、市民活動の推進といった広い視点からも広く広報、啓発をしていきます。

◇市民活動推進補助金による活動支援

まちづくり協議会が行う活動のうち、市民活動推進補助金に該当するものについては、積極的に活用することにより活動を支援していきます。

図／連携体制づくりの構築



方針
7

コミュニティ分権を推進する

地域住民が理想的なまちづくりを行うためには、行政から地域住民への権限移譲を進め、住民が自己決定し、実行できるようなしくみを進めていくことが必要です。市では、そのような仕組みの構築のため、平成21年には松山市地域におけるまちづくり条例、規則を施行しました。今後は市からまちづくり協議会への権限の移譲を積極的に推進します。

また、これまで様々な地域組織へ拠出してきた補助金等を、関係組織の合意に基づき、まちづくり協議会へ一括交付できるよう選択肢を増やし、地域が特色あるまちづくりに取り組めるように支援します。

施策体系

施策
14

まちづくり協議会の位置付けの明確化

- 条例による認定
- 積極的権限移譲による自立（自律）の促進

施策
15

補助金等の整理

- 補助金の一括交付と使途裁量権の付与
- 委託料の支払い先の一元化

施策
14

まちづくり協議会の位置付けの明確化

主な取り組み

◇ 条例による認定

松山市地域におけるまちづくり条例に基づき、要件を満たした協議会を市が認定し、対外的な活動をしやすくします。

また、各種財政支援、まちづくり計画の実現支援、積極的な権限移譲による自立（自律）の促進等、まちづくり協議会への支援体制を明確にします。

◇ 積極的権限移譲による自立（自律）の促進

まちづくり協議会が事業の実施段階だけでなく、企画段階から関わったり、また、これまで市が決めていた公共施設の使用に関する地区内のルールなどについて地域の話し合いで決めてもらうなど、積極的に権限の移譲を進めていきます。

参考 松山市地域におけるまちづくり条例について

この条例は、平成21年4月1日から施行し、まちづくりを進めるうえでの基本的なルールを定めています。

【前文】

- 本格的な地方分権時代を迎え、松山市が魅力ある地域づくりを進めていくために、市民と行政が協働でまちづくりに取り組むことが大切です。
- 地域住民自らが自己決定・自己責任によるまちづくりを行います。
- 市は可能な限り、権限・財源・責任を地域にお渡しして、地方分権型社会の実現を目指します。

【基本理念】

- 地域のまちづくりに市民が自ら取り組み、市と対等な関係で役割を分担し、協働していきます。

施策
15

補助金等の整理

主な取り組み

◇補助金等の一括交付と用途裁量権の付与

今まで各種地域組織に支出してきた一部の補助金等を、地域組織の合意に基づき、交付金として一括してまちづくり協議会に支出できるよう選択肢を増やすことにより、地域の裁量で各事業への配分や用途の決定ができるしくみを進めます。

【ワンポイント解説】

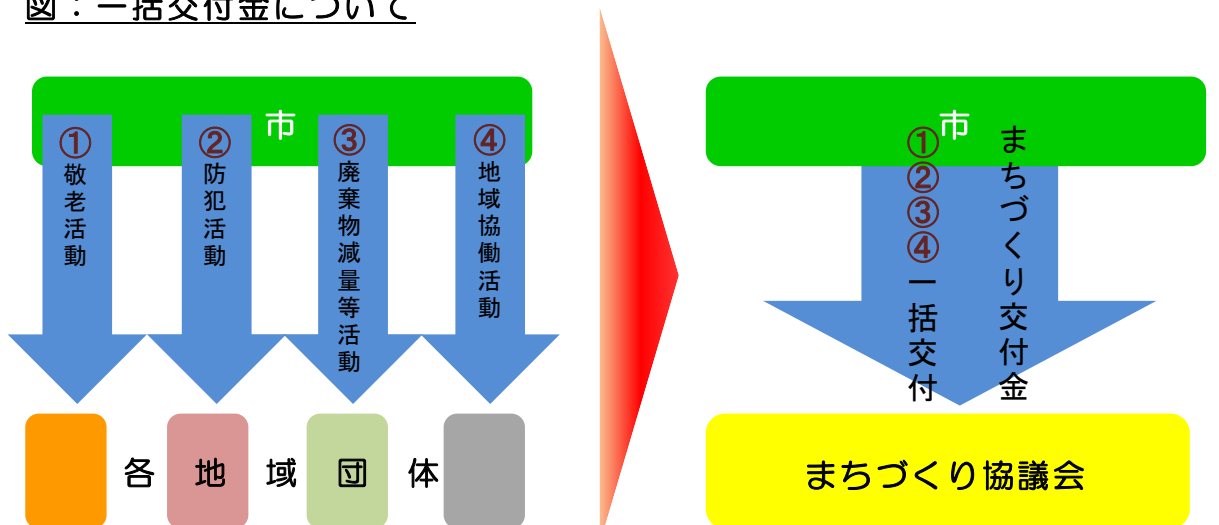
連携事業交付金として、すでに一括で交付している実績

- 敬老活動
- 防犯活動
- 廃棄物減量等活動
- 地域協働活動応援事業

◇委託料の支払い先の一元化

今まで各種地域組織に別々に支出してきた委託料の一部の支払い先を、補助金同様、まちづくり協議会に一元化できるよう選択肢を増やすことにより、地区内の組織連携や協働、負担の分散を促進します。

図：一括交付金について



※各地域団体へ補助金等を交付。

※一括交付を選択すると用途の裁量がまちづくり協議会に委ねられます。



住民と市の役割を明確にし 互いに支え合う

今後、地域住民と市が互いの役割を明確にし、それぞれが補い合いながら公共を担っていく関係、つまり支え合う関係にしていく必要があります。

そのためには、様々な機会に住民自治や地域住民と市との協働について意識啓発を行うほか、市職員も研修等を通じてコミュニティ活動への参加・参画の重要性について学ぶ機会を設けるなど、互いの意識改革が不可欠です。

また、これまでの補助事業等や、事業の担い手についてあらためて検証し、地域の自立と住民の主体性を活かせるよう支えていきます。

施策体系

施策
16

住民と市職員の意識改革

- 地域住民の意識改革
- 市職員の意識改革とコミュニティ活動への参画促進

施策
17

補助事業等の検証と見直し

- 補助事業等の検証と見直し
- 住民と行政の役割分担の再構築

施策
16

住民と市職員の意識改革



市職員のまちづくり研修会

主な取り組み

◇地域住民の意識改革

市のホームページや広報紙などによる啓発のほか、事例発表会等の開催により、住民自治や市との協働の必要性について意識啓発を行います。

◇市職員の意識改革とコミュニティ活動への参画促進

職員研修等の機会を設け、地域におけるまちづくりの市や職員の役割などについて意識啓発を行います。

また、積極的な職員のコミュニティ活動への参加・参画を促進します。

施策
17

補助事業等の検証と見直し

主な取り組み

◇補助事業等の検証と見直し

現在、市が行っている補助事業等については、地域の自立につながるよう、事業の評価検証、見直しを行います。

◇住民と行政の役割分担の再構築

各事業について、本来、事業を担うべき主体は、地域住民なのか行政なのか、あるいは地域住民と行政が協働で行うのか、また、行政は住民の主体性を損ねてはいないかといった視点から事業の見直しを行い、役割分担を再構築します。

方針
9まちづくり協議会の
市政参画を促進する

本市ではこれまでも様々な機会を設け、市民参画を促進してきましたが、まちづくり協議会で選ばれた人の意見を地域に暮らす住民の意見として市政に反映するしくみを構築することにより、政策形成段階から市民が参画できる機会を増やします。

そこで、市政の現状や計画などの情報を積極的に提供しながら、市政へ参画する機会を充実します。

なお、行政とまちづくり協議会とが対等のパートナーである以上、互いに自治を担う主体としての自覚と責任をもって参画することが求められます。

施策体系

施策
18

まちづくり協議会代表者等の市政参画の促進

- 各種審議会等委員への任用
- 地区単位の意見の反映

施策
19

意見交流会、地区懇談会の開催

- 意見交流会の開催
- 地区懇談会の開催
- 会議開催時の職員の出席

**施策
18**

まちづくり協議会代表者等の 市政参画の促進

主な取り組み

◇各種審議会等委員への任用

まちづくり協議会から選出された住民を審議会委員として積極的に任用することにより、より多くの住民の意見が市の施策に反映できるようなしくみをつくります。

◇地区単位の意見の反映

市全域ではなく、地区単位での市の施策に関しては、事業の企画段階から当該関連地区のまちづくり協議会の意見を聞くなど早い段階でより多くの民意の反映を図ります。

**施策
19**

意見交流会、地区懇談会の開催

主な取り組み

◇意見交流会の開催

まちづくり協議会の要請に応じ、市とまちづくり協議会との間で意見交流会を開くことにより、互いの考え方を確認するとともに、市はその地域における今後の施策に反映するしくみをつくります。



五明地区：タウンミーティング

◇地区懇談会の開催

地区ごとにまちづくり協議会と市とのタウンミーティングを開催し、市がまちづくり協議会の課題や計画の方針などの情報を把握することにより、効果的・効率的な協力や支援を行います。

◇会議開催時の職員の出席

まちづくり協議会の総会等に市職員が出席することにより、まちづくり協議会の運営状況を把握し、市民への説明責任を果たすための情報収集に努めるとともに、住民の意見を直接聞くことにより広聴機会の拡充を図ります。

「地域におけるまちづくり」制度の 段階的普及と運用

この「地域におけるまちづくり」制度は、従来の様々な制度に大きな転換を伴うことが想定されますが、人の意識や考え方を変えることはなかなか難しいものです。

この制度をしっかりと定着させ、また、機能させていくためには、制度の必要性和導入効果を住民と行政双方がしっかり理解して取り組んでいくことと、住民の自治意識の成熟と自治能力の成長の度合いを見据えながら段階的に制度を充実させていくことが大切です。



潮見地区：川の清掃活動



垣生地区：役員会

今後は、まちづくり協議会が市の全域で立ち上がるよう普及を促進していくとともに、住民によるまちづくりが円滑にできるよう支援をしていきます。ただし、この取り組みの主体が住民である以上、住民の理解なく、行政の主導により一方的に普及させれば、適正かつ安定した制度運用は望めません。

そこで、以下の考え方のもと各地区住民の自発的な意志を尊重しながら普及を図るとともに、まちづくり協議会の成熟度に応じた働きかけをしていきます。

意識づくり

近年、住民同士のつながりの薄さや自治に対する意識の低さが課題とされています。今後、まちづくり協議会を普及していくためには、素地として地縁のつながりの大切さに気付き、互いに助け合う地域をつくっていく意識が第一歩となります。

広報と人材育成

今後、地域のまちづくりに関する広報活動や各地区での説明会を開催するなど、住民が関心を持つきっかけづくりを行います。また、より多くの住民の意見が反映できるような会議の運営方法など、まちづくり協議会づくりのための研修などに重点をおきます。

自発的な意志による普及

まちづくり協議会は、行政の主導で全市一斉に普及していくのではなく、地域住民の自発的な意志により徐々に普及させていくこととします。そのため、地域におけるまちづくりの制度の理解度を向上し、各地区のまちづくり協議会が行う独自の取り組みの紹介や、情報交流を積極的に行い、判断する際に必要な情報を提供します。

～まちづくり協議会・準備会の設立～

成熟度に応じた支援

(まちづくり協議会準備会：設立直後の協議会)

市による助言等を手厚く行い、実際の活動に役立つような研修等の実施、円滑な事務運営を支援します。

(まちづくり協議会の設立3年目以降・・・成熟度に応じて)

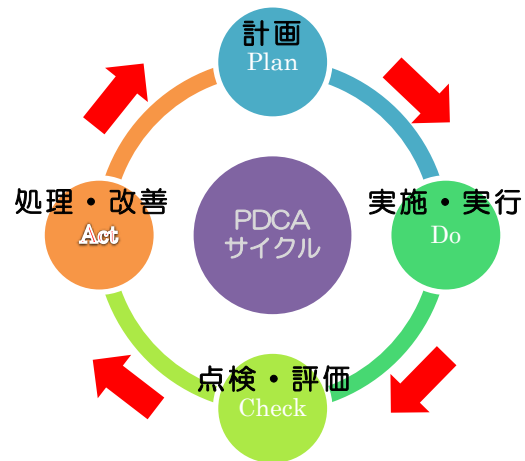
広報手段やコミュニティビジネスの事例紹介などや事業の進め方といったまちづくり協議会の発展段階に応じた研修などを実施します。特に、PDCAサイクル等の手法を用いるなど、まちづくり協議会が発展的に運営していくために必要なノウハウを提供します。

また、権限の移譲は量と質などを勘案し、まちづくり協議会の成熟度に応じ行っていきます。つまり、まちづくり協議会の設立当初は、今までにも住民が実施したことがある事業に関連のあるものから始めるなど、無理のない権限移譲を行います。

以後、徐々に市の関与を薄くし、最後は全て住民の自力によるまちづくりを目指していきます。

図：PDCAサイクルについて

PDCAサイクルとは、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のプロセスを順に実施します。最後の改善では点検・評価の結果から、最初の計画の内容を継続・修正・破棄のいずれかにして、次の計画に結び付けます。このプロセスを繰り返すことによって、運営の向上や継続的な取り組みを推進するマネジメントの手法がPDCAサイクルです。



制度内容の随時見直し

地方分権が進むなか、今後も国から県、県から市へと移譲される権限は増えてくることが想定されます。また、社会情勢の変化により、この制度に関し、現時点では想定出来ないような課題が将来生じることも考えられます。


そのため官民の役割分担のしくみや地域に委ねる権限などは随時、検証や見直しを行っていくこととし、具体的には、行政独自の判断によることなく、地区懇談会等で、住民と行政が意見交換し、必要に応じ制度の見直しについて全庁的な検討を行っていきます。

参考 各まちづくり協議会の取り組み

堀 江

【設立】
平成 18 年 6 月

【計画策定】
平成 19 年 4 月




◇◆ほりえゆめくらぶ◆◇

子どもたちをまちづくりのパートナーと位置づけた様々な活動を通じて、ふるさとを愛する心を育む。

中 島

【設立】
平成 21 年 2 月

【計画策定】
平成 25 年 3 月




◇◆トレッキングコースの整備◆◇

絶景ポイントへ安全に散策できるよう整備。中島へ移住した人と力を合わせ、地域資源を守り活性化する。

雄 郡

【設立】
平成 21 年 4 月

【計画策定】
平成 23 年 12 月




◇◆ザ・ゆうぐん一座◆◇

劇団を結成し、年一度芝居を披露。地元ネタと手作りの温かさで、笑いが絶えない。

桑 原

【設立】
平成 21 年 5 月

【計画策定】
平成 23 年 9 月




◇◆福祉マップ作成◆◇

地域団体と大学や民間企業が協力して作成。実際に車いすなどで公道を走って調査するなど実効性が高い。

余 土

【設立】
平成 21 年 7 月

【計画策定】
平成 24 年 7 月




◇◆余土ふるさとマップ◆◇

余土地区の文化財や句碑などを地図上で紹介し、歴史を学んだうえで、新しい余土を創造するきっかけとする。

三津浜

【設立】
平成 22 年 5 月

【計画策定】
平成 25 年 3 月



◇◆高齢者のつどい◆◇

家に閉じこもりがちな高齢者のため、健康体操やゲーム等で、仲間づくりを促進し、元気な笑顔づくり。

参考 各まちづくり協議会の取り組み

北 条

【設立】
平成 22 年 6 月

【計画策定】
平成 24 年 8 月



◇◆鹿島の活性化◇◆

地域の宝である鹿島のにぎわいを創出するため、様々なイベントを活用して地域活性化を狙う。

五 明

【設立】
平成 23 年 4 月

【計画策定】
平成 24 年 8 月



◇◆古民家の再生◇◆

古民家を陶芸ギャラリーとして再生中。使われていない家を再度活用して陶芸による地域活性化を狙う。

石 井

【設立】
平成 23 年 5 月

【計画策定】
平成 25 年 1 月



◇◆脳健康教室～脳トレ～◇◆

高齢者を対象に脳の健康教室を開き、脳の健康維持や仲間づくりを通じて、認知症の予防に努める。

正 岡

【設立】
平成 23 年 6 月

【計画策定】
平成 25 年 3 月



◇◆米作り体験◇◆

田植えや稲刈りなど、子どもの米作りを通じた体験学習の場。餅つきでは子どもと高齢者の交流を図る。

潮 見

【設立】
平成 25 年 3 月

【計画策定】
平成 26 年 5 月



◇◆潮見ふるさと音頭の普及◇◆

歌詞に地域の魅力が詰まった「潮見ふるさと音頭」を活用して、敬老会や歌碑を建立するなど後世に伝えていく。

八 坂

【設立】
平成 25 年 6 月

【計画策定】
平成 28 年 5 月



◇◆ふれあいカフェ◇◆

「みんなで気軽に話し合える、手をつなぐような場所をつくりたい」と、コミュニティ・カフェを開催。

参考 各まちづくり協議会の取り組み

垣 生

【設立】
平成 26 年 3 月

【計画策定】
平成 28 年 5 月



◇◆垣生の夏まつり◇◆

長い間、地区の夏祭りは途絶えていたが復活。住民の交流促進、まちづくりの新たな仲間づくりに期待。

生 石

【設立】
平成 26 年 4 月

【計画策定】
平成 27 年 4 月



◇◆垣生山整備◇◆

地区の宝である垣生山を整備。災害時の避難場所、陽光桜を植樹して憩いの場とするなど多様な活用。

久 米

【設立】
平成 26 年 4 月

【計画策定】
平成 26 年 7 月



◇◆ふれあい食堂◇◆

子どもや高齢者が食事をしながら「ほどよい縁」を結べる関係性を目指す、「近助」「共助」の仕組み。

新 玉

【設立】
平成 27 年 3 月

【計画策定】
平成 28 年 4 月



◇◆防災大会◇◆

地域の各団体や小・中学校や高校なども協力して開催。この大会をきっかけに減災の意識付け。

※まちづくり協議会のうち、平成 29 年 3 月時点で、まちづくり計画を策定している地区の取り組みを掲載しています。

◆各まちづくり協議会では、イベントや活動以外に、地域情報の共有と発信、地域団体や企業、NPOとの関係づくり、行政が推進する取り組みとの協働なども行っています。

参考 味酒地区 住民アンケート(抜粋)

地域に住む皆さんの声を反映するため、このようなアンケートやワークショップなどを行うことは実行力のある取り組みの参考になります。

このアンケートも、以下のような設問のほか、魅力ある味酒のまちづくりについて自由記述欄を設けており、具体的な地域課題や伸ばしたい魅力などがたくさん挙げられました。

基本情報：味酒地区 12,254 世帯 23,158 人 ※調査時の地区別推計人口より

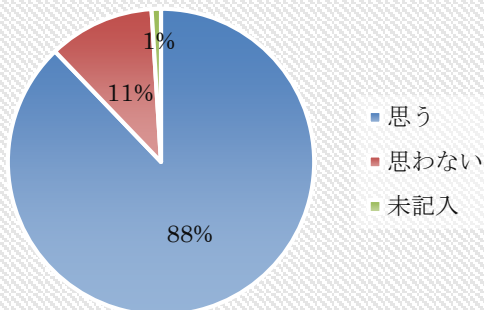
対 象：味酒地区に住む ①18 歳以上 1,000 人

②味酒小学校 5 年生 161 人、勝山中・城西中 2 年生 130 人

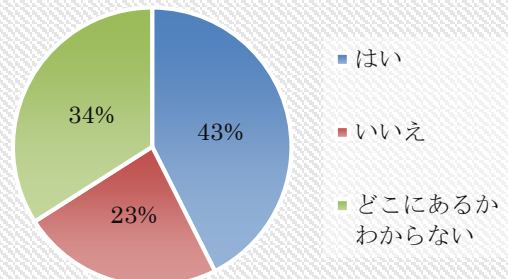
回 答：608 人（回収率 47%）※内、①の回答は 317 人

調査年月：平成 27 年 11 月実施

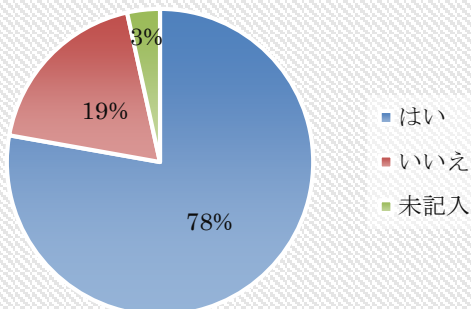
味酒は安全で住みやすい地区だと思いますか？



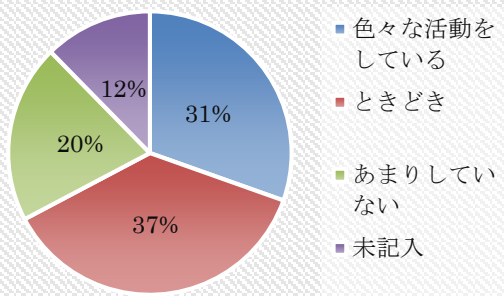
「まつやま防災マップ」をすぐに利用できるよう身近に置いていますか？



あなたは自分の避難場所を知っていますか？



町内会や公民館（分館）などの活動は活発か？



第2次地域におけるまちづくり基本計画

平成29年3月発行

編集／松山市市民部市民参画まちづくり課

790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

電話 (089) 948-6963